
今週のメニュー

[トピックス](#)

ケミレスタウンに使われている塩ビ製品

[随想](#)

内部告発は組織を救うか？（連載28）

金沢工業大学・(独)科学技術振興機構 上野 潔

[編集後記](#)

トピックス

ケミレスタウンに使われている塩ビ製品

ケミレスタウンとは千葉大学環境健康フィールド科学センターに、産官学が連携して「シックハウスのない健康的な家づくり、街づくりのモデル」を提示しようというプロジェクトです。同大の柏の葉キャンパス内に、可能な限り化学物質を低減した4棟の住宅型実験棟（戸建住宅）と2階建てのテーマ棟、庭園などからなるモデルタウンを建設し、2007年～2012年まで5年間にわたり、VOC（揮発性有機化合物）の放散値測定や、シックハウスに悩む子供たちの体験滞在と症状改善のデータ収集などを行っています。

シックハウス症候群は住宅の建材や家具、家電製品などに含まれる様々な化学物質の影響で、頭痛や吐き気、めまいなどの症状が起こる現象で、学校で見られる場合、シックスクール症候群あるいは単にシックスクールと呼ばれたりしています。国の対策としては、厚生労働省が室内空気質を確保するためホルムアルデヒド、トルエンなど13物質について室内濃度の指針値を示しているほか、国土交通省や文部科学省もシックハウス対策として一部の化学物質の使用規制や室内空気質の定期検査のガイドラインづくりなどを行っています。しかし実際には数百種類あるとも言われるVOCをトータルに低減していくためには、国や自治体はもとより、医療機関や建設・建材業界などの協力が欠かせません。

このプロジェクトには住宅メーカー、建材メーカーなどが参加しており、塩ビ業界からも、壁紙・床材のメーカー3社が参加して「総揮発性有機化合物（TVOC）を低減した壁装材、床材」の共同研究に取り組んでいます。

このようなケミレスタウンの話題は、これまでも、各種新聞で取りあげられたり塩ビ業界で発行する“PVCニュース”でも紹介してきましたが、最近、研究成果の中間報告がなされたことをご存知の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。それによれば、内装材や机・イスのメーカーの協力を得てシックスクール対応の「ケミレス教室」を開発することができたとのこと。テーマ棟の教室には天井、壁に塩ビの壁紙、床には塩ビシートが施工され、シックスクールに対応した教室づくりの研究が進められました。その結果、机やイスを入れた教室内のTVOC濃度は、厚生労働省の暫定指針値として定められている $400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の $250 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の室内環境を達成することができたということです。

そう言えばケミレスタウンについて開催された今年2月のある講演会で、「自然素材か化学素材かということよりも、メーカーの工夫と原材料及び製造工程の厳しい管理などの努力次第でより健康影響の少ない家ができるということだと思います」という旨を同センター長の森千里教授が説明されていたことを思い出します。まさに、メーカーとの協力が成し得た技といったところでしょうか？

なお、千葉大学とNPOケミレスタウン推進協会では、ここで使われた内装材や机・イスをパッケージの形でプロトタイプ（試作品）第一号として認定し、自治体や学校法人などに活用してもらうよう働きかけていくとのこと。シックハウスやシックスクールに悩む人たちに少しでも、役立っていけたら幸いです。（了）

PVCニュース「ケミレスタウン」の記事はこちらからご覧頂けます。

<http://www.pvc.or.jp/news/66-6.html>

随想

内部告発は組織を救うか？（連載28）

金沢工業大学・（独）科学技術振興機構 上野 潔

以前このメルマガで「ネガティブ情報を評価しよう」という話をしました。今回は内部告発の話です。

最近ある精密機器メーカーで社内告発者に対して制裁人事が行われたとして「公益通報者保護法」による人権救済の申し立てが行われたと報道されました。

2006年4月に施行された公益通報者保護法に関する内閣府の運用指針では、通報者の秘密保持の徹底を求めています。内部告発者の保護に関する法律は、米国では「ホイッスル・ブローア - 法」と呼ばれ1999年に制定されています。あの米国でさえこの種の法律ができたのがわずか10年前であり、それまでは内部告発者が組織から保護されていなかったことがわかります。ネガティブ情報を公開している米国のコンピュータ会社では内部告発者が存在できるのは会社のコンプライアンス遵守が高いからだと自負しています。

この法律が日本でも重視されるようになったのは、環境分野での情報公開が広まったことに関連しています。EPR（Extended Producer Responsibility：拡大生産者責任）の理念では生産者に製品の情報公開を求めています。EPRではそれぞれの当事者が役割に応じて責任ある対応をすることを求めています。製品を最もよく知っているのは生産者ですから、生産者が製品の有害化学物質の含有有無や廃棄方法を含めた情報公開をするのは当然です。

企業倫理は環境とも密接に関係します。事業活動に伴う環境や安全に関する事故などのネガティブ情報は公開することが当然になり、隠匿すると厳しい批判を浴びます。今では殆どの会社が社内通報制度を持ち、資材部門では社外の取引業者にも不正があれば通報を促すポスターが貼られています。最近の企業の不祥事に関する報道は大半が内部告発によると言われています。生産地の偽装や賞味期限のラベル張替えなどは、製品を見ただけでは決して判らないからです。

製造事業所では法律に抵触する寸前の品質、環境、安全に関する「ヒヤリハット事故」が起こることがあります。環境負荷と同じで活発な製造活動を行えばこれらが発生するのは当然です。最近の「社会環境報告書」では、これらの「事故寸前の事故」を発見して本当の事故を未然に防いだことを公表することが評価されるようになりました。ネガティブ情報を公開することがむしろ企業にとってメリットと考えられるようになったのです。沢山の「ヒヤリハット事故」をどの段階から公開するかは管理者・経営者の悩むところです。しかもこれはまだまだ限られた大企業だけの話です。従業員が数十名の零細企業では情報公開はわかっているてもできないのです。ネガティブ情報の公開はたちまち会社が仕事を失うことになりかねないからです。

製造分野に比べて、不正競争、粉飾決算、人権問題などの営業、経理、人事部門の不祥事は、「ヒヤリハット事故」の段階で摘み取ることが難しく、まして公開するのは勇気がいると思います。

今回報道された事件の内容はわかりません。世界的に広まる内部告発者への法的保護は、企業に対して「不祥事を起こさないように」というコンプライアンス推進へのメッセージであり不正に対する抑止力としての意味を持ちます。

しかし決して「密告」「情報漏えい」「誹謗」の奨励ではないことも、また銘記すべきであると思います。制度が使われるのではなく、制度の存在自体が人と組織を救っているのだと思います。公益通報者保護法が実際に適用されて、内部告発者と企業側が係争するような事態になることは双方にとって誠に不幸なことです。(了)

「ネガティブ情報を評価しよう」(連載3)は、下記からご覧頂けます。

<http://www.vec.gr.jp/mag/122/index.html>

前回の「環境は科学か？」(連載27)は、下記からご覧頂けます。

http://www.vec.gr.jp/mag/227/mag_227.pdf

編集後記

NHKの「日めくり万葉集」という番組をご存知ですか？以前からBS(hi)で放送されていたのですが、今年から教育テレビに変わりました。さまざまな分野の著名人が自分の好きな句を紹介しています。と、詳しくですが、私もつい最近知りました。放送は毎日(月~金)朝5時から5分間(再放送有)。早すぎてとても見てられません…。

「万葉集」というと敷居が高くなじみがなくても、小倉百人一首の中に入っている句もあり、『ああ、これ知ってる』と思うものもあります。次の持統天皇の句もそうですね。

春すぎて夏来たるらし白たへの衣干したり天の香具山
(万葉集と百人一首では、語尾が少し違いますが。)

ご興味がありましたら、早起き、もしくはNHKのWebへ。(漠)



藤原京から見た天の香具山

関連リンク

[メールマガジンバックナンバー](#)

[メールマガジン登録・解除](#)



編集責任者 事務局長 東 幸次

東京都中央区新川 1-4-1

TEL 03-3297-5601

FAX 03-3297-5783

URL <http://www.vec.gr.jp>

E-MAIL info@vec.gr.jp
